

長野県上伊那広域水道用水企業団職員の懲戒に関する条例

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕
〔条 例 第 4 号〕

改正 令和 2 年 2 月 7 日条例第 1 号
令和 5 年 2 月 3 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の手續)

第 2 条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、6 月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職員で長野県上伊那広域水道用水企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年条例第 号）の規定により報酬が支給される者にあつては、その報酬）の 10 分の 1 以内に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 6 月以下とする。

2 停職者は、職員としての職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(裁判所に係属中の懲戒)

第 5 条 懲戒に付されるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても必要があるときは、同一事件について懲戒することができる。

(補則)

第 6 条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 7 日条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

附 則（令和 5 年 2 月 3 日条例第 2 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する